

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員(主査) 宮崎恒二 

菅原由美

「19世紀中部ジャワ宗教運動研究—アフマッド・リファイ運動をめぐる言説—」

本論文は、社会経済史を主体に議論されてきた19世紀のジャワに関して、宗教運動という切り口から歴史の記述を試みたものである。本論文の大きな特徴は、研究の蓄積の著しい社会経済史の業績を丹念に洗い出して背景記述とともに、宗教指導者、現地人官吏、オランダ人官吏の、それぞれ異なる観点から書かれた資料を書き合わせることにより、イスラーム化を目指す宗教運動の当事者たちの声を立体的に浮かび上がらせたことにある。それとともに、これまで敬遠されてきたペゴン文書（アラビア文字で書かれたジャワ語文書）を用いたこと、宗教指導者自身によって書かれた文書を現地に追い求めたこと、現存する後継者たちの宗教集団に関する現地での調査を実施したこと、本論文の特徴である。

本論文の概要は以下の通りである。

まず、序章「問題の所在：先行研究、分析方法、史料」において、ジャワ近代史における先行研究についての概観を行ったのち、本論文の分析方法と、史料について記している。ジャワ近代史は特に1970年代以降は、とりわけ強制栽培制度を中心とする社会経済史的側面に関心が集中しているが、メンタリティや価値観などの側面を重視するのが学位請求者の立場である。イスラームの介在する宗教運動、抵抗運動に関しては、すでにサルトノを中心とする研究が存在する。サルトノはそれまでの研究資料である植民地行政官の記録ばかりでなく、ジャワ固有の価値観に注目し、ジャワ農民の能動性を強調した。しかし、当事者の一部であり、ジャワ農民と植民地行政の間に位置した現地人官吏を単なる受動的存在としてみているに過ぎない。また、宗教運動の思想的内容部分についての分析が欠如している。

本論文は分析にあたり、従来の研究のような一方向的な観点ではなく、立場の異なる複数の観点から見た多義的解釈（ヘテログロッシア）を採用する。多様かつ対立的な当事者及びその代弁者の「声」を日々書き合わせることにより、歴史叙述を「事実」の再構成ではなく、ある特定の観点から表現したものとする立場をより明確にしている。

本論文が扱うのは、1840-50年代に中部ジャワ北岸ブカロガン理事州で生じたアフマッド・リファイの宗教運動である。この事例は、植民地行政文書に記録が残されているのは当然として、宗教指導者本人の著した書が残っているという稀有な事例である。そればかりではなく、宮廷文学として書かれた書物の中に、当時の現地人官吏の観点から書かれた記述が存在している。このように、この事例は複数の「声」を用いる分析に理想的である。

第2章「19世紀中葉中部ジャワ北海岸の社会状況：経済・政治・宗教」は本論文の主題である宗教運動の背景描写である。多くの先行研究を咀嚼した上で、学位請求者自らジャカルタ公文書館所蔵の地方文書やオランダ王立言語・人類学研究所の史料を精査した分析を加えている。

17世紀以降、植民地を交易の相手から経営の対象と捉え直したオランダは、マタラム王国の内紛に乗じて、ジャワに領土を獲得した。直轄領となった地域では、地方首長であるブパティを利用し、コーヒー、藍などの商品作物を指定価格で納入させる義務を負わせた。この義務供出制の下、地方首長であるブパティは、供出の義務を負うとともに、農民支配を任せられ、しばしばマタラム期以上の権勢を振るった。しかし、オランダ東印度会社が倒産し、植

民地政府もジャワ戦争やパドリ戦争などの反オランダ運動の出費を賄うため、オランダ植民地政府は農民に商品作物を強制的に栽培させる「強制栽培制度」の導入によって財政の建て直しを図った。耕地面積の一定部分で商品作物を栽培させ、作物評価額が地税を上回った場合に、農民に差額を支払う制度である。栽培の義務は村落に対して課せられ、その支配者たる現地人支配者層が労働力徴用を行った。その結果、土地の疲弊、生活維持のための農産物の減産、私的な権力乱用が生じ、農民の間に不満が広がった。

一般にプリヤイと呼ばれる現地人官吏層は、植民地支配の浸透と共に、現地人支配者として植民地行政の中で権勢を振るう一方で、植民地政府による解任の危機に曝されるようになり、賦役労働力の利用が廃止される中で、その影響力を低下させていった。宗教に関わる官吏（プングル）は、基本的には教義に関する専門家であったが、徐々に植民地行政の末端に組み入れられていく過程で、植民地官吏としてのパンフルと村落における宗教指導者（キヤイ）が分離していき、前者は植民地体制下において是認されるイスラームへの指向性を強めていった。学位請求者はこれらの背景について、プロロガン州に関する記録を細かく洗い、具体像を提示している。

スエズ運河の開通は海運業の隆盛をもたらし、結果的に東南アジアからのメッカ巡礼の増加につながった。ハッジの増加は、ジャワのイスラーム化を徐々に進めていった。その中で、宗教面での指導者として、ハッジはその存在感を増していく。

第3章「アフマッド・リファイ運動の概要」は、主としてリファイの教えを受け継ぐ教団リファイヤに伝えられている情報をもとに、リファイの経歴と運動の経過を記したものである。リファイの経歴については不明な点も多く、学位請求者は資料間に見られる様々な齟齬を指摘しつつ、リファイのメッカ滞在期間とその当時のイスラーム思想を絞り込む。活動が行われた中部ジャワ北岸地域の中心地であるスマランは港湾都市であり、貿易の拠点であつたばかりではなく、ハッジの率が高い地域でもあった。

リファイのメッカ滞在中に影響を受けた教え、そして帰国後に著した書物は、内容的には他のイスラーム指導者（ウラマー）と大きく異なる点はない。しかし、リファイはその著書の中で、異教徒であるオランダ人に仕える現地人官吏に対する批判を随所に挿入している。リファイの活動域は辺鄙な場所であったため、オランダ植民地政府にはあまり知られなかつたが、上記のような批判ゆえに、現地人官吏には要注意人物と見られていた。

後出のリファイと宗教官吏との間に生じた論争は、リファイ自身の著作によれば、宗教官吏の主張はイスラーム法（シャリア）に依拠することなく、リファイの勝利に終わったと記されている。しかし、宗教官吏やその他の現地人官吏に対する批判を繰り広げたリファイについて、現地人官吏がオランダ人官吏にその危険性を何度も訴え、リファイは最終的には危険な教えを布教する人物としてアンボンへ追放された。

第4章「オランダ植民地政府とアフマッド・リファイ」はオランダ植民地政府側の資料に基づくリファイ像の成立に関する分析である。現地人官吏への批判を繰り広げるリファイは、確かに行政上の攪乱要因ではあったが、オランダ人の現地語専門官の見解では、その教えは特に宗教上の問題を引き起こす性格のものではなかった。しかし、植民地政府は、安寧を重視する政治的立場から、リファイを狂信的なムスリムとして確定するに至った。そしてその背後には、世界的なイスラーム復興運動の流れに対するヨーロッパ側の警戒心があった。

第5章「プリヤイが作り上げたリファイ像」は、ジャワの宮廷詩人によって執筆された文学作品『スラット・チャボレック』に描かれているリファイと宗教官吏との論争に焦点を合わせ、現地人官吏の側から見たリファイ像に迫っている。この作品の中で、宗教官吏が聰明で勇敢、かつイスラームの教義に通暁した人物として描かれているのに対し、リファイは神秘主義を奉ずる異端者であり、野卑な人物として描かれている。リファイを異端と断ずるこ

とにより、イスラームの正統性を保持し、かつ植民地体制下における秩序維持の役割を果たした宗教官吏を中心とするプリヤイ像が強調されている。

第6章「リファイの著書と思想」はリファイの著書を材料とするリファイ思想の分析である。学位請求者は、現存するリファイの著作を、インドネシア文書館、リファイヤの私家文書、オランダの文書館を巡って網羅し、その文体と言語に関する考察も怠ってはいない。リファイの著作は、内容に関しては、イスラーム学における神学、法学、神秘主義の三側面において、スンナ派の代表的な学派に属していた、としている。しかし、同時に彼の著作の中には、不信者に仕える現地人官吏の下にある宗教指導者に対する非難が含まれている。その表現の激しさが現地人官吏の怒りを買ったのであった。

次に、学位請求者はリファイの著作に見られる彼の思想と、現地人官吏によって作られたリファイのイメージを比較している。リファイのイスラームの正統性に基づく主張に対し、宗教官吏はそれを異端として断罪する。しかし、宗教官吏を含む現地人官吏は、不信者に仕えるものに対するリファイの批判には直接的に答えていない。

終章「19世紀中部ジャワの政治と宗教」では、第6章までの分析に基づき、植民地政府、現地人官吏、リファイの三者の論理の対抗を通して、19世紀中部ジャワにおける政治と宗教の関わりを論じている。当時、ハッジの増加を背景に、ジャワにおいてはイスラームが一層の浸透を始めた。メッカでの修学を基礎とする宗教指導者が台頭し、よりイスラーム的な教えを広めていった。他方、強制栽培制度の導入過程で、現地人社会の支配者は植民地支配に組み込まれていき、その支配権はオランダに依拠するようになっていった。同様に、宗教官吏はジャワ人社会におけるイスラームの正統なる指導者としての地位を保ちつつ、官吏としてもオランダにつながらざるを得なかつた。そのような状況の中で、それぞれの立場による異なる主張が響き合っているのである。

学位請求論文の内容に関しては、審査委員の間からは、全般的にジャワにおける宗教運動の研究史の整理がよくできており、そのなかにリファイを位置付けていること、社会経済史的背景をよく踏まえていること、そして何よりも一つの出来事に対する複数の立場を代表する資料を提示し、それらの比較からそれぞれの観点を抽出し得たことに関して、高い評価が示された。また、ペゴン文書を用いた本格的な研究としては、我が国における初めての例であるばかりでなく、世界的にも注目される試みであるという点でも一致を見た。冒頭に示された論文の意図は研究史上、意義を有するものであり、最終的にその意図は達成されている、という点でも、審査委員の意見は一致した。

本論とは別に提出された2編、合計200ページ近くの参考資料は、学位請求者がジャワにおいて閲覧を許されたリファイの著作をペゴンからアルファベットに転写したものである。全訳は行われていないが、論文に関係のある部分に関しては、本文中に日本語訳が付されている。

学位請求者が採用したヘテログロッシアの手法により、従来、行政文書のみに依拠することの多かった植民地期の出来事が、ハッジの増大を背景にイスラーム化を実践的に進めようとする宗教運動の指導者の肉声に近い著作を通して、また宗教運動とオランダ植民地政府との間に立ち、実質的にはオランダの支持によって支配権を保ちながら、イスラームの正統性を主張する現地人官吏に近い立場からの著作を通じて描けたことには、優れた評価が与えられた。

他方、審査委員からは次のような指摘ならびに質問が発せられた。構成上、大部分の章に「小括」を設けているが、章自体の記述に広がりに比べて、ややステレオタイプ化された表現に後退しているという指摘が成された。これに対しては、論旨を簡潔に表現するために設けた結果であり、多少のステレオタイプ化は避けられない旨の答えがあった。

宗教官吏とリファイの軋轢の背後に宗教的手続きをめぐる報酬の問題があったのではないか、という問い合わせられたが、これに対しては、それを伺わせるような資料は見いだされていない、という堅実な答えが返された。

サルトノの研究には不充分ながら農民の階層差に関する言及があったが、本論文にはこの問題が触れられていないことについて、論文の主眼は社会経済的な分析よりも、宗教運動の多面的な記述にある、という意図の相違が示され、階層の問題は今後の課題としたい、という旨の答えがあった。

リファイを支持する地方首長（ブパティ）も存在したことは、リファイ対現地人官吏という対立構図が必ずしも成立しないのではないか、という指摘に対しては、著作に見られるリファイの態度は必ずしも一貫したものではないが、批判は現地人官吏すべてに向けられたのではなく、特定の現地人官吏たちに対するものである、という答えが示された。

リファイの著作の文体・表現に関する分析が見られないことに対する不満も出されたが、一般にリファイの著作には宗教の教義の繰り返しが多く、文学的な修辞には乏しい、という答えが示された。

これらの指摘や質問は、いずれも論文の本質的な部分ではなく、概ね細部に関わるものであり、これらに対する学位請求者の受け答えも当を得たものであったと判断される。

指摘の中には、響き合わされる複数の声の中に、研究者自身の声をどのように位置付けるか、という問い合わせもあった。方法論的には興味深いこの問題は、しかし、本論文の射程を遙かに越えるものであり、学位請求者に課せられた今後の長期的な課題である。また、リファイの著作の位置付けについては、ジャワにおいて「書く」行為がどのように捉えられてきたか、という側面からのアプローチも可能であろうが、これは本論文とは異なった研究となる。

本論文の優れた点は、研究の蓄積の著しい社会経済史のこれまでの先行研究の数々を概観しつつ、その枠内に捕らわれることなく、ヘテログロッシアの手法を用いて、宗教指導者、現地人官吏、オランダ人官吏の、それぞれの観点から書かれた資料を響き合わせることにより、イスラーム化を目指す宗教運動を立体的に浮かび上がらせたことにある。さらに、これまで敬遠されてきたペゴン文書に注目し、宗教指導者自身によって書かれた文書を現地で探し当て、しかも現存する後継者たちの宗教集団に関するフィールドワークを実施することにより、宗教運動指導者の声を「生」の形で再現したことは画期的な意味を有する。

ジャワの「宗教運動」に関しては、植民地の支配者の側からではなく、農民の側に立ったサルトノ・カルトディルジョの業績が一つの到達点であったが、本論文は資料の面でも手法の面でも、サルトノ以後の新たな研究の段階を画する労作といえよう。

本論文にはいくつかの課題が残るが、それらはいずれも論文の価値に関わるものではなく、むしろ今後の研究の発展の可能性を明示するものといえよう。

現地調査、ジャワ語、オランダ語、アラビア文字資料を駆使した本論文は、本研究科の特徴を生かし、その到達しうる一つの可能性を示したものとして高く評価され、審査委員会は全員一致で博士（学術）の学位を授与するに値するものであると判断した。